

最優先交渉権者協議要領

1. 大牟田市と最優先交渉権者は、誠意をもって協議を行い、以下の書類の案を作成する。

- (1) 業務に関する仕様書
- (2) 業務に関する契約書
- (3) 暴力団排除のための誓約書
- (4) その他契約書に必要な図書類

【契約書作成に当たっての留意事項】

① 契約保証金

大牟田市契約規則第 23 条第 1 項に基づき、契約金額に 100 分の 10 以上の割合を乗じて得た額を契約保証金として契約締結の時までに納めること。ただし、同規則第 23 条の 2 第 1 項第 3 号に基づき、過去 2 年間に国等と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者であり、その者が契約を履行しない恐れがないと本市が認めた場合は、納付を免除する。

② 支払条件

検査が完了し、履行の確認後、支払請求書を受理した日から 30 日以内に支払う。

2. 最優先交渉権者は、前項に基づく見積書を大牟田市に提出する。
3. 協議の期間は、休日を含み、概ね3週間とする。
4. 協議が合意に達しない場合は、大牟田市は最優先交渉権者に文書をもって協議の終了を通知する。
5. 最優先交渉権者は、契約までの間、契約候補者となることを辞退することができる。その場合は、大牟田市に理由を明記した文書をもって通知する。
6. 最優先交渉権者は、この協議に際し発生する費用を大牟田市に請求できないものとする。また、協議が不成立となった場合、一切の申し立てができないものとする。